

事業者向け支援施策一覧

令和3年5月17日現在

※各施策には申請期間が設けられております。必ず取り扱い機関等にご確認ください。



FUKUYAMA Society of Commerce & Industry
富久山町商工会

新型コロナウイルス感染症関連

■新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（全県版時短協力金）【福島県】

新規

5月15日から6月1日までの時短営業要請に協力した飲食店に対する協力金 令和3年6月1日以降受付開始

対 象：飲食店営業許可を受けている酒類を提供する飲食店・接待を伴う飲食店

交付金額：2.5万円/日～20万円/日（売上に応じて算定）

主な要件：①福島県内に対象店舗を有すること。

②令和3年5月15日午後8時～6月1日午前5時までの期間、午前5時から午後8時までの間に営業時間を短縮するとともに、酒類の提供を午後7時までとすること。

③対象店舗において時短営業の案内を掲示していること。

※令和3年5月14日から営業時間の短縮を実施した場合は交付対象期間に含めます。

※時短営業には休業の場合も含まれます。

※通常の営業時間が午後8時までであった場合は交付対象外となります。

※時短営業の開始が遅れた場合時、短営業を開始した日から6月1日午前5時まで連続して時短営業することが必要です。

問合せ先：福島県時短要請コールセンター TEL.024-521-8562（9：00～17：00）



■売上の減少した中小事業者に対する一時金（第2弾）【福島県】

令和3年6月上旬受付開始

予告

時短営業や不要不急の外出自粛により影響を受け売上の減少した中小事業者へ一時金を交付

対 象：県内に本社又は本店のある中小法人・個人事業者等

※福島県緊急特別対策の営業時間短縮要請の対象事業者でないこと。

主な要件：福島県緊急特別対策に 基づく要請に伴い、

①飲食店と直接・間接の取引があること（農業者・漁業者、飲食品・割り箸・おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定）

②不要不急の外出自粛により直接的な影響を受けたこと（旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、運転代行事業者、理美容室等の人流減少の影響を受けた者 を想定）により、令和3年5月の売上が令和元年又は令和2年5月と比べて30%以上減少したこと。

交付金額：一律20万円

問合せ先：福島県時短要請コールセンター TEL.024-521-8562（9：00～17：00）



■一時支援金【中小企業庁】

申請受付：令和3年5月31日まで

締切間近

緊急事態宣言に伴う時短営業・外出自粛等の影響を受けた事業者への支援（1～3月分）

対 象：中堅企業・中小企業・その他の法人等・個人事業者（業種・所在地を問わず）

要 件：緊急事態宣言による時短営業を行った飲食店と取引がある又は宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたことにより、2021年1月～3月のいずれかの月の売上が、2019年または2020年の同月より50%以上減少したこと

給付額：中小法人等 上限60万円 個人事業者等 上限30万円

問合せ：事務局 TEL. 03-6629-0479



■月次支援金【中小企業庁】

制度の詳細は5月中旬公表予定

予告

緊急事態宣言等に伴う時短営業・外出自粛等の影響を受けた事業者への支援（4月以降分）

要 件：2021年4月以降の「緊急事態措置」「まん延防止等重点措置」に伴う飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等

給付額：中小法人等 上限20万円/月 個人事業者等 上限10万円/月

問合せ：事務局 TEL. 0120-211-240



■新型コロナウイルス等緊急支援給付金【郡山市】

申請受付：令和3年8月31日まで

新型コロナ・福島県沖地震の影響で売上げが減少した事業者の家賃や水道光熱費等を支援

要 件：2021年1月～6月のうち、任意の連続する3ヶ月間の売上総額が前年または前々年の同期と比較して15%以上減少している中堅企業・中小企業・個人事業主

給付額：15%～50%未満（店舗自己所有）10万円（1箇所賃貸）20万円（複数箇所賃貸）30万円
50%以上（店舗自己所有）20万円（1箇所賃貸）30万円（複数箇所賃貸）40万円

問合せ：郡山市中小企業等応援プロジェクト TEL. 0800-800-5363（平日8：30～17：15）



■持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）【中小企業庁】

第2回申請期限：令和3年7月7日

小規模事業者のポストコロナに対応するビジネスモデル転換への取組や感染防止対策費の一部を支援

対象者：小規模事業者 補助率：3/4 上限額：100万円

対象経費：対人接触機会減少を目的としたテイクアウト・デリバリーサービス導入、ECサイト構築など

※感染防止対策費について、補助金総額の1/4（上限25万円）を補助対象経費に計上可能

特別措置：2021年1～3月のいずれかの月の売上高が2019年又は2020年の同月比で30%以上減少している場合、補助金総額に占める感染防止対策費の上限を1/2（最大50万円）へ引上げ

問合せ：富久山町商工会 TEL. 024-923-0896



■事業再構築補助金【中小企業庁】

第2次公募開始：令和3年5月12日頃

予告

ポストコロナ・ウィズコロナ時代に対応するための企業の思い切った事業再構築を支援

対 象：以下の要件をすべて満たす企業・団体

①申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高がコロナ前の同期と比較して10%以上減少

②事業計画を金融機関等と策定し、一体となって事業再構築に取り組む

③補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加の達成を見込む

※申請にはG Biz ID プライム登録が必要（取得に2週間程度かかります）

対象経費：建物費、設備費、システム購入費、外注費、技術導入費、研修費、販売促進費 等

補助額：中小企業 100万円～1億円 中堅企業 100万円～8,000万円

補助率：中小企業 2/3～3/4 中堅企業 1/2～2/3

問合せ：事務局 TEL. 03-4216-4080



■ニューノーマル対応支援補助金【郡山市】

申請期限：令和4年1月31日

業種別ガイドラインなどに基づく対策やウィズコロナに対応した事業変革への費用を支援

対象者：市内に事業所がある宿泊業、飲食業、小売業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他生活関連サービス業または娯楽業を営み、資本金または出資金が10億円未満の事業者

補助率：対象経費の2/3

上限額：宿泊業（従業員300人以上）70万円（100～300人）50万円（100人未満）30万円

飲食業（従業員100人以上）30万円（50～100人）20万円（50人未満）10万円

小売・洗濯・理容・美容・浴場・その他生活関連サービス業・娯楽業 10万円



■テレワーク等推進補助金【郡山市】

第二次募集締切：令和3年5月27日

締切間近

テレワークによる就業環境の導入又は拡充に要する経費を補助

対象要件：1）常時雇用する従業員（雇用保険に加入していること）を2名以上雇用している
2）令和3年4月1日から令和4年1月31日までの期間において、30日以上にわたりテレワークを実施した

補助率等：対象経費の2/3（上限30万円）

問合せ先：郡山市中小企業等応援プロジェクト TEL. 0800-800-5363（平日8：30～17：15）



■事業引継ぎ支援補助金【郡山市】

申請受付：令和4年3月31日まで

支援機関の支援を受けた事業引継ぎや引継いだ事業の販路開拓等に要する経費を補助

対 象：事業引継ぎ支援センター、商工会議所、商工会等の支援を受けて承継した事業の販路開拓等に取り組む中小企業者

対象経費：事業引継ぎ（事業引継ぎに係る業務のための委託料、謝礼等）

引継いだ事業の販路開拓等（広報費、展示会出展費、店舗改装費、設備工事費等）
※ 交付決定後の契約等で、年度内に支払いまで完了する事業に限る

補助率等：対象経費の1/2以内（上限30万円）

問合せ先：郡山市中小企業等応援プロジェクト TEL. 0800-800-5363（平日8：30～17：15）



■BCP等策定等支援事業補助金【郡山市】

対象期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日

感染症や自然災害など緊急事態時の事業継続・早期復旧のための計画策定を支援

対 象：市内に主たる事業所があり、市税等に滞納がない事業者（業種・規模問わず）
※支店・工場が独自のBCP策定等をした場合も対象

対象経費：BCP又は事業継続力強化計画を策定又は改定しており、そのために要した費用（講師謝金、旅費、委託料、使用料及び賃借料、印刷製本費等）

※令和3年4月1日以降の申請分は、令和3年4月1日以降に支払った経費に限る

補助率等：補助率4/5（1事業者当たり上限20万円）

問合せ先：郡山市中小企業等応援プロジェクト TEL. 0800-800-5363（平日8：30～17：15）



■新型コロナウイルス感染症特別貸付【日本政策金融公庫】

対 象：最近1ヵ月間等の売上高または最近1ヵ月を含む過去6ヵ月の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方 等

○国民生活事業（限度額8,000万円）

返 済：設備資金20年以内、運転資金15年以内（いずれも据置5年以内）

利 率：6,000万円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%（4年目以降は基準利率）

○中小企業事業（限度額 直接貸付6億円）

返 済：設備資金20年以内、運転資金15年以内（いずれも据置5年以内）

利 率：3億円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%（4年目以降は基準利率）



■【新型コロナ関連】マル経融資【日本政策金融公庫／富久山町商工会】

対 象：当会の地区内に営業所があり経営指導を6ヶ月以上受けている小規模事業者で、最近1ヵ月間等の売上高または最近1ヵ月を含む過去6ヵ月の平均売上高が、前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方

限度額：通常マル経融資と別枠で1,000万円以内

返 済：設備資金10年以内（据置4年以内）、運転資金7年以内（据置3年以内）

利 率：融資後3年間特別利率F-0.9%（4年目以降は特別利率F）



■新型コロナウイルス感染症特別利子補給【中小企業基盤整備機構】

概 要：売上高が急減した事業者などに対して、融資後当初3年間の利子相当額を一括助成

対 象：新型コロナウイルス感染症特別貸付・【新型コロナ関連】マル経融資 等

要 件：①小規模事業者（個人）：要件なし

②小規模事業者（法人）：売上高が15%以上減少

③中小企業者（個人・法人）：売上高が20%以上減少

問合せ：事務局 TEL. 0570-060515



■新型コロナウイルス対策特別資金（有利子型）【福島県】

取扱期間：令和3年6月30日保証申込受付、令和3年7月31日融資実行分まで

対 象：1）直近1か月の売上が前年比15%以上減少かつ直後3か月間の売上予測が15%以上減少することが見込まれる。（危機関連保証）

2）直近1か月の売上が前年比20%以上減少かつ直後3か月間の売上予測が20%以上減少することが見込まれる。（セーフティネット保証4号）

利 率：年1.5%以内（固定） 限度額：8,000万円 融資期間：10年以内（うち据置1年以内）

その他：利用の際には市町村の認定書が必要

申込み：県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）



延長

■融資返済計画変更等支援補助金【郡山市】 対象期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日

要 件：借入返済等における条件変更を行った中小企業者で、認定支援機関により経営改善計画を策定し、かつ福島県信用保証協会に信用保証料を支払った中小企業者

対象経費：福島県経営改善支援センターに事業利用申請を行い、経営改善計画策定にかかる費用のうち認定支援機関に支払った経費及び福島県信用保証協会に支払った信用保証料

補 助 額：補助対象経費全額



受付開始

■両立支援等助成金 育児休業等支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」【ハローワーク】 改定

子どもの世話が必要となった保護者の有給休暇支給分の一部を助成

助成額：1人あたり5万円 ※1事業主につき10人まで（上限50万円）

要 件：1）次のどちらも実施されていること

①小学校、保育園、幼稚園などが臨時休業等になり子どもの世話をする必要がある労働者が、特別有給休暇を取得できる制度の制度化

②上記の場合でも勤務できる両立支援の仕組みを社内周知

2）労働者1人につき①の特別有給休暇を4時間以上取得したこと

その他：申請期間は特別有給休暇を取得した日付に応じて異なります



■雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）【ハローワーク】

従業員を休業させる事業主へ休業手当などの一部を助成 特例措置対象期間：令和3年6月30日まで

特例措置の主な内容：

1. 生産指標要件が1ヶ月5以上減少に緩和

2. 雇用保険被保険者でない労働者も対象（緊急雇用安定助成金を活用）

※学生アルバイト・パート労働者（所定労働時間が週20時間未満）の方の休業手当についても対象

3. 助成率・日額上限額の引き上げ 4. その他手続きの簡略



延長

令和3年度福島県沖地震関連

■「り災証明書（建物対象）」「被災者届出受理証（設備など対象）」の発行申請について

※り災証明申請書は居住者用と所有者用があります。事業用は「所有者用」で申請してください。

申請先：郡山市資産税課 TEL. 024-924-2111

■中小企業等グループ補助金【福島県】

「商工会復興グループ」を組成しております（申請期限：福島県の申請期限の1週間前まで）

被害を受けた施設・設備の復旧費用等を補助

対 象：令和3年福島県沖地震により被災した中小企業者等

※複数事業者でグループ組成（日和田町商工会グループは郡山市内商工会員が対象）

対象経費：自己所有の施設・設備の復旧費用等

補助上限：1事業者当たり15億円 ※一定の条件下で最大20億まで定額補助

補助率：中小企業者等 3/4以内、中堅企業等 1/2以内

問合せ：＜制度内容について＞ 福島県経営金融課 TEL. 024-521-8658

＜商工会グループについて＞ 郡山地区商工会広域協議会 TEL. 024-983-3754



補助金

■災害対策資金融資【郡山市】

取扱い期間：令和3年7月31日まで貸付実行分

信用保証料補助制度・利子補給補助制度と併せて利用が可能

対象者：郡山市長が発行した「罹災証明書」または「被害者届出受理証」の交付を受けており、市内に主たる事業所を有し同一事業を1年以上営み市税等を完納している中小企業者

限度額：1,000万円 融資期間：7年以内（据置期間1年以内を含む）

利 率：年1.3%以内（固定）

その他：信用保証協会の保証あり

法人の場合は原則として保証人1人以上を付し、必要に応じて担保を徴する

個人の場合は必要により保証人、担保を徴する

＜信用保証料補助＞ 補助率：100%（限度額50万円）

＜利子補給補助＞ 補助率：100% 対象期間：貸付が実行された日から7年間

申込先：市内金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）



融資制度

■被災家屋等の解体・撤去支援【郡山市】

受付期限：令和3年6月30日まで

福島県沖地震により「半壊」以上の被害を受けた家屋等の解体・撤去を支援

対 象：

1）り災証明の判定結果が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の判定を受けた個人所有の家屋、中小企業の所有建物、これら一体となって解体・撤去する工作物

2）既に「自費」による解体・撤去を行った家屋・事業所等で、市が必要と認めたものの費用の補助（限度額あり）

※自費解体は、原則として公費解体の受付開始前までの間に所有者等が損壊家屋等の解体撤去等を施工業者と契約したものに限りまず

問合せ先：郡山市環境部3R推進課 TEL. 024-924-2181



その他

その他支援制度

■持続化補助金（一般型）【中小企業庁】

第5次締切：令和3年6月4日（第6次：10月1日）

小規模事業者等が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援

対 象：商工会の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者等

補助率等：2/3（上限額50万円）

補助対象：売上・販路拡大のための取り組み（店舗改装、チラシ作成、広告掲載など）

問合せ先：富久山町商工会 TEL. 024-923-0896



補助金

■ものづくり・商業・サービス補助金【中小企業庁】 第7次応募締切：令和3年7月7日

革新的サービス開発・生産プロセス改善のための設備投資等を支援

補助上限：一般型1,000万円・グローバル展開型3,000万円

補助率等：[通常枠] 中小企業1/2 小規模企業者・小規模事業者2/3

[低感染リスク型ビジネス枠] 2/3

要 件：以下を満たす事業計画（3～5年）を策定・実施

①付加価値額＋3%以上／年、②給与支給総額＋1.5%以上／年、

③事業場内最低賃金≧地域別最低賃金＋30円を

